

令和6年度静岡県総合防災訓練 実施計画

1 目的

大規模地震等の発生を想定した総合防災訓練を実施することにより、県・市町等の災害対策本部機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び県民の防災意識の向上等を図る。

なお、今年度は、能登半島地震における教訓への対応を重点項目の一つに掲げ、空路・海路を活用した人員・物資輸送、道路啓開手順などの訓練を実施する。

2 訓練ごとの重点方針

(1) 静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）

迅速な対策立案を行うため、災害時の確実な情報収集・伝達手順の確認及び県対策本部、方面本部との連携強化を目的とし、広域災害にも対応できる体制構築を図る。

(2) 静岡県総合防災訓練（実動訓練）

「公助」として、警察、消防、自衛隊及び在日米軍等と連携し、被害を最小限に抑えることができるよう、救出救助訓練、負傷者の広域搬送訓練及び緊急物資輸送訓練等を実施するとともに、「自助」、「共助」の取組も連携させ、総合的な災害対応能力の向上を図る。

(3) 市町、自主防災組織、消防団、事業所、学校及び病院等（以下「各主体」という。）が実施する訓練

各主体の計画により、避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練、避難所開設運営訓練等を実施することにより、自助、共助の再認識と改善に取り組み、地域防災力の向上を図る。

(4) 各訓練共通事項（令和6年能登半島地震を踏まえ積極的な実施を目指す）

ア 受援計画に基づく応援職員の受け入れ（大綱5.（1）関係）

イ 避難所の環境整備等、物資の調達・輸送（大綱5.（1）、（6）関係）

ウ デジタル等新技術の活用（大綱3.（11）、4.（12）ウ、5.（2）関係）

エ 地域の実情に応じた災害時の交通通信等の確保（大綱5.（3）関係）

3 日程

訓練名称	日程
静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）	8月22日（木）
静岡県・熱海市・伊東市総合防災訓練	9月1日（日）
各主体が実施する訓練	8月30日（金）から9月5日（木） の防災週間を中心に実施

4 各訓練の概要

(1) 静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）

詳細は「令和6年度静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）実施要領」参照

ア 日時

令和6年8月22日（木）午前8時30分から正午までの間

イ 場所

県庁別館5階危機管理センター等

ウ 参加機関

県（全部局）、県教育委員会、静岡県警察、市町、消防本部、国、防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・ライフライン各社等）ほか

エ 重点項目

- (ア) 本部、方面本部及び市町等の連携強化
 - (イ) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の点検
 - (ウ) 能登半島地震における教訓への対応
- (2) 静岡県・熱海市・伊東市総合防災訓練

ア 日時

令和6年9月1日（日）午前8時から正午までの間

イ 場所

熱海市、伊東市、富士山静岡空港、愛鷹広域公園ほか

ウ 参加機関

県、熱海市、伊東市、消防本部、静岡県警察、国、在日米軍、物流関係機関、医療救護機関、自主防災組織、ボランティア団体ほか

エ テーマ

もしものときにどう動く？自分と家族と地域を守ろう！
～自助、共助、公助による災害対応能力の強化～

オ 重点項目

- (ア) 防災関係機関と密接に連携した実動能力の確認
 - (イ) 災害拠点病院や救護病院等における医療救護体制の確立
 - (ウ) 多様性を考慮した避難所の開設・運営
 - (エ) 物資の各輸送拠点等から避難所までの円滑な輸送・配送・受入れ
 - (オ) 地域の特性に応じた災害対策
 - (カ) 将来の地域防災力を担う次世代の積極的な参画
 - (キ) 能登半島地震における教訓への対応
- (3) 各主体が実施する訓練

ア 日時

8月30日（金）から9月5日（木）の防災週間を中心に実施

イ 内容

別紙1「令和6年静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考に、各主体が定める計画による。

ウ 実施方針

- (ア) 既往災害を踏まえた実践的・効果的な訓練の推進
各地域により訓練が必要とされる災害の種類が異なり、過去に被害をもたらした風水害、第4次被害想定及び令和6年能登半島地震等の既往災害から得られた防災対策に関する課題を踏まえ、訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の実施に努めること。

- (イ) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施
訓練計画の作成、訓練の実施に当たっては、男女共同参画の観点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の視点に立ち、要配慮者本人の参加による訓練の実施に努めること。
- (ウ) デジタル技術の活用
防災アプリ「静岡県防災」など、デジタル技術を活用した訓練を実施すること。
- (エ) 防災関係機関等との連携強化
正確な情報収集とそれに基づく迅速かつ的確な対応が不可欠であるため、消防、警察、自衛隊及びライフライン・インフラ事業者と連携した訓練、締結されている協定を活用した訓練の実施に努め、平時を含め相互の連携体制の構築を図ること。
- (オ) 安全管理の徹底
訓練会場、訓練項目など区分ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努めること。
- (カ) 熱中症予防対策
熱中症警戒アラートが発表されるなど、熱中症の危険が高い場合は、身体的な負担が大きい訓練や、住民が参加する屋外訓練を縮小・中止するなど、熱中症予防対策を講じること。
- (キ) 感染症に配慮した訓練の実施
実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術も活用しながら、感染症に配慮するとともに、訓練企画に際しては、必要に応じ感染症対策に関する項目を取り入れるよう努めること。
- (ク) 訓練の客観的な分析・評価の実施
訓練終了後には、参加者の意見交換等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直しを行い、防災組織体制の維持・整備を図ること。

5 中止判断

別紙2「令和6年度静岡県総合防災訓練中止基準」のとおり、県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各訓練実施主体は参加者の安全確保を最優先し、訓練の全部又は一部を中止する。

令和 6 年度静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧

実施主体	訓 練 事 例
市町	・ 災害対策本部の機能の検証、初動体制の確立に係る訓練 ・ 交通機関が途絶した場合を想定した職員参集訓練 ・ 被害情報収集・伝達・分析に係る訓練（ドローン、アプリの活用等） ・ 県・関係機関等との情報伝達訓練 ・ 住民への防災情報の伝達訓練（同報無線、携帯メール、コミュニティFM放送、エリアメール等） ・ 避難所開設・運営、断水、停電及び非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置） ・ 宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練、二次避難を取り入れた訓練 ・ 避難所開設において、女性の視点を取り入れた訓練（運営への女性参画、女性専用スペース（更衣室、授乳室、トイレなど）の設置、防犯対策） ・ 自宅や車中泊を含めた被災者の所在、ニーズの把握及び健康状態の確認訓練 ・ 夜間における災害発生に対応する訓練、長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練 ・ 観光客や登山者等、不特定多数を対象とした避難・誘導訓練 ・ 災害ケースマネジメントを取り入れた訓練 ・ 道路被害状況の把握、関係機関・団体等と連携した緊急輸送ルートの確保訓練 ・ 臨時ヘリポートの開設、孤立予想地区におけるヘリコプターの着陸誘導訓練 ・ 救護所・救護病院の開設・運営訓練（トリアージ等） ・ 物資集積所・遺体収容所・ボランティア本部の開設・運営訓練 ・ 被災建物の応急危険度判定訓練
自主防災組織	・ 避難場所までのルートの安全確認、時間の計測など、避難計画の実効性を確認する訓練 ・ 地域の危険箇所の把握、防災対策の理解・検討 ・ 「自主防災組織本部運営マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設・運営訓練 ・ 地域住民相互が助けあう初期消火、負傷者の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ・ 避難行動要支援者名簿等を活用した、住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導及び避難所における生活訓練 ・ ペットを伴った避難及び受入れ訓練 ・ 外国人に対する避難誘導訓練や避難所開設運営訓練 ・ 地域住民とNPO・ボランティア間の協力による救援活動、救援物資等の支援の受入れ、調整に係る訓練 ・ 学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ・ 防災関係機関、近隣の事業所との合同訓練 ・ 地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検及び非常持ち出し品を点検する訓練 ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練 ・ その他、地域の特性に応じた訓練

住民（各家庭）	・「家庭内DIG」の実施、「家庭内対策（自助）チェックリスト」による家庭内対策の具体的検証 ・防災アプリ「静岡県防災」を活用して行う、津波等による浸水状況が確認できる危険度体験や避難経路や時間を記録できる避難トレーニング等の実施 ・自宅所在地の被害想定等の確認（沿岸部の場合、想定される津波の高さや到達時間など） ・自宅の耐震化、ブロック塀の転倒防止、家具・家電の固定、ガラス飛散防止措置等の安全対策の確認・実施 ・水・食料（7日分程度）、生活必需品、携帯トイレ、非常電源（乾電池等）、常備薬など備蓄品の点検・整備 ・電話不通時の家族の安否確認方法（災害用伝言ダイヤル等）や集合場所（指定避難所等）の確認 ・市町等の防災情報メールサービスへの登録、「黄色いハンカチ」の用意など、災害時の情報収集・伝達手段の確保 ・消火器・消火剤の使用期限等の確認 ・津波・山がけ崩れに備え、海拔表示、最寄りの指定緊急避難場所及び避難ルートの確認 ・夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認
一般事業所	・災害時の要員の参集、災害対策本部の開設・運営訓練 ・従業員の安全確保訓練、家族を含めた安否確認訓練 ・初期消火、避難誘導訓練 ・危険物施設の安全確認訓練（ガスボンベ・薬品庫等） ・備品の転倒防止措置の確認（スチール棚・ロッカー等） ・帰宅困難者対策の検討（水・食料の備蓄等） ・事業継続計画（BCP）に基づく生産ライン・情報システムの早期復旧訓練 ・その他、事業所の特性に応じた防災訓練
デパート 旅館・ホテル 観光施設	・利用者・宿泊者・従業員の安全確保訓練 ・初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・利用者・宿泊者の避難誘導訓練 ・負傷者の応急救護・搬送訓練 ・被災状況の報告先・報告手順の確認
病院 社会福祉施設	・患者・入所者・従業員の安全確保訓練 ・初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・患者・入所者の避難誘導及び安否確認訓練 ・負傷者の救護・トリアージ・搬送訓練 ・福祉避難所の運営訓練 ・訪日外国人に対する情報伝達、避難誘導訓練 ・被災状況の報告先・報告手順の確認
学校	・児童・生徒・教職員の安全確保訓練 ・初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・児童・生徒の避難誘導及び安否確認訓練 ・負傷者の応急救護・搬送訓練 ・通学路での危険箇所や避難場所の確認
防災関係機関 （ライフライン 機関を含む）	・利用者の安全確保訓練（列車の緊急停止・ガス供給停止等） ・施設・設備の被害情報の収集・伝達訓練 ・防災拠点の機能確保訓練（発電機車・移動基地局の設置等） ・物資供給事業者や運送事業者等の協力による支援物資の調達・輸送訓練 ・県外からの応援要員・資機材の受入れ訓練

	・施設・設備（通信・水道・電気・ガス）の応急復旧訓練 ・ネットワークシステム等のバックアップ手段の点検・運用訓練 ・航空機・船舶等を活用した訓練 ・他機関・応援部隊との共同作業を想定した訓練 ・その他、各機関の防災業務に応じた訓練
県	・災害対策本部・方面本部の設置・運営訓練 ・国・市町・関係機関との情報伝達訓練 ・航空搬送拠点・広域物資輸送拠点の開設・運営訓練 ・衛星通信用移動中継車・可搬型衛星地球局等による通信確保訓練 ・富士山静岡空港（大規模な広域防災拠点）等を活用した訓練 ・被災建物の応急危険度判定の支援調整訓練 ・災害発生後の余震、降雨等気象に関する情報の県民への提供（広報）訓練

令和 6 年度静岡県総合防災訓練中止基準

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

県	中止
市町	中止

2 県内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合
県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
静岡県に津波警報が発表された場合

県		中止
市町	沿岸市町・該当市町	中止
	その他	状況により中止

3 県内に気象警報が発表された場合
県内で震度 4 の地震が発生した場合
静岡県に津波注意報が発表された場合

県		状況により中止
市町	沿岸市町・該当市町	状況により中止
	その他	実施

4 訓練地を含む地域に雷注意報が発表された場合
県内に竜巻注意情報が発表された場合

県		屋外訓練について状況により中止
市町	該当市町	屋外訓練について状況により中止
	その他	実施

5 伊豆東部火山群の活動に異常が認められる場合

県		状況により中止
市町	賀茂・東部管内市町	状況により中止
	その他	実施

6 富士山の火山活動に異常が認められる場合

県	状況により中止
市町	状況により中止

7 静岡県に熱中症特別警戒情報が発表された場合

県	中止
市町	中止

8 その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合

県	状況により中止
市町	状況により中止